

東海工業専門学校金山校学則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は、東海工業専門学校金山校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、名古屋市中区金山二丁目 7 番 1 9 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、建築産業の発展に寄与する基礎教育並びに専門的実践教育を行い、社会から喜ばれる知識技能と歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

第 2 章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼	修業年限	入学定員	総 定 員	備 考	
工 業 専門課程	建 築 工 学 科	昼	2 年	1 6 0 人	3 2 0 人		
	大 工 技 術 科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人		
	建 築 設 備 科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人		
	インテリアデザイン科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人		
	土 木 工 学 科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人		
	測 量 設 計 科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人		
	建築ライセンス本科	昼	2 年	4 0 人	8 0 人		
	測 量 科	昼	1 年	4 0 人	4 0 人		
	建築ライセンス科	昼	1 年	8 0 人	8 0 人		
	測 量 研 究 科	昼	1 年	3 0 人	3 0 人		
	小 計				5 5 0 人	9 5 0 人	
	建 築 工 学 科	夜	2 年	4 0 人	8 0 人		
	小 計				4 0 人	8 0 人	

(学年・学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後 期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土曜日（建築工学科夜間部を除く。）

- (3) 日曜日
- (4) 夏期 7月21日から8月31日まで
ただし、測量設計科、測量科、測量研究科は8月11日から8月31日まで、
建築工学科夜間部は7月28日から8月24日まで
- (5) 冬期 12月20日から1月14日まで
ただし、測量設計科、測量科、測量研究科は12月29日から1月10日まで、
建築工学科夜間部は12月25日から1月10日まで
- (6) 学年末 3月25日から3月31日まで

第3章 教育課程、授業日数及び教職員組織

(教育課程及び授業日時数)

第7条 教育課程及び授業日時数は別表のとおりとする。

(始業及び終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

(昼間部) 9時30分から16時まで

ただし、測量科、測量研究科は9時30分から17時まで

(夜間部) 18時から21時10分まで

ただし、建築工学科夜間部の土曜日は9時30分から16時30分まで

(教職員組織)

第9条 本校教職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 23名以上
- (3) 事務職員 2名以上
- (4) 校医 1名

2. 校長は校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学・休学・復学・退学・卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程測量設計科、建築ライセンス本科、測量科、建築ライセンス科、測量研究科を除く専門課程は、高等学校卒業以上又はこれと同等の資格があると認められた者
- (2) 専門課程測量設計科、測量科は、測量法施行規則第9条の5の1に基づき高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると国土交通大臣が認める者
- (3) 専門課程建築ライセンス本科、建築ライセンス科は、専門課程建築工学科(昼間部)、大工技術科、建築設備科、インテリアデザイン科、建築工学科(夜間部)を卒業し、引き続き2級建築士試験の受験を希望する者。また、大学(短期大学を含む)、高等専門学校および専修学校において、建築に関する指定科目を修めて卒業した者
- (4) 専門課程測量研究科は、高等学校卒業かこれと同等の学力を有し、かつ測量士補取得者

(入学許可)

第11条 本校は入学選考に合格した者に対し入学の許可を与える。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、4月1日とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第20条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(休学及び復学)

第14条 校長は疾病その他やむを得ない理由により引き続き40日以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、1年以内に限り休学を許すことができる。

2. 校長は教育上必要と認めた場合には、1年以内に限り休学を命ずることができる。

3. 前2項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その理由を付して保護者又は保証人連署の上願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(卒業、修了の基準)

第16条 教育課程の卒業又は修了は、第7条所定の科目を修了し試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

(証書の授与)

第17条 校長は所定の全課程を修了したと認めた者には、次の卒業証書を授与する。

(1) 工業専門課程建築工学科(昼間部)、工業専門課程大工技術科、工業専門課程建築設備科、工業専門課程インテリアデザイン科、工業専門課程土木工学科、工業専門課程測量設計科を修了した者には、職業実践専門課程 専門士(工業専門課程)の称号を授与し、別紙第1号様式の卒業証書を授与する。

(2) 工業専門課程建築工学科(夜間部)を修了した者には、専門士(工業専門課程)の称号を授与し、別紙第2号様式の卒業証書を授与する。

(3) 前号に定める学科以外を修了した者には、別紙第3号様式の卒業証書を授与する。

2. 校長は必要によって別紙第4号様式の修了証書を与えることがある。

(ほう賞)

第18条 校長は他の模範となる者をほう賞することができる。

(懲戒)

第19条 校長は教育上必要と認めた場合には、学生に対し懲戒を行うことができる。

ただし、退学は次の各号に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第 5 章 入学金・授業料・その他

(入学金、授業料等)

第 20 条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜	入学検定料(円)	入学金(円)	授業料・年額(円)
工業 専門課程	建築工学科	昼	20,000	220,000	942,000
	大工技術科	昼	20,000	220,000	972,000
	建築設備科	昼	20,000	220,000	942,000
	インテリアデザイン科	昼	20,000	220,000	942,000
	土木工学科	昼	20,000	220,000	942,000
	測量設計科	昼	20,000	220,000	942,000
	建築ライセンス本科(1年)	昼	20,000	220,000	942,000
	建築ライセンス本科(2年)	昼	—	—	832,000
	測量科	昼	20,000	190,000	942,000
	建築ライセンス科	昼	20,000	190,000	942,000
	測量研究科	昼	20,000	190,000	942,000
	建築工学科	夜	20,000	150,000	556,000

2. 授業料は、年 2 回に分けて各学期の始まる日までに納付するものとする。
3. 授業料を期限内に納付しないときは、校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
4. 校長は前項の督促をしてもなお納付しない者には、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は除籍することができる。
5. 校長は特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。
6. 前各項（第 2 項～第 5 項）に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(返 還)

第 21 条 既に納付した入学検定料・入学金・授業料は如何なる理由があっても返還しない。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

(寄宿舎)

第 22 条 本校に寄宿舎を付置する。

2. 寄宿舎に関する事項は校長が細則で定める。

(健康診断)

第 23 条 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(附帯事業)

第 24 条 本校は、次の附帯事業を行う。

建築にかかる短期特別講座

2. 短期特別講座に関する規定は別に定める。

(雑 則)

第 25 条 この学則の実施に関し必要な細則は校長が定める。

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成9年3月1日から施行する。(第17条、別紙第1号様式、別紙第2号様式、別紙第3号様式)

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成11年3月8日から施行する。(第17条 証書の授与)

附 則

この学則は平成13年3月1日から施行する。(第17条 証書の授与、別紙第1号様式)

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。(第1条 名称、別紙第1号様式、別紙第2号様式、別紙第3号様式) ただし、第4条、第20条の学科名及び第7条の教育課程は平成16年度生から適用し、平成16年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成17年3月9日から施行する。(第17条 証書の授与)

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。なお、第6条 休業日、第7条 教育課程及び授業日時数、第8条 始業及び終業時刻は、平成17年度生及び平成17年3月31日現在在籍する者について適用する。

附 則

この学則は平成18年3月1日から施行する。(第17条 証書の授与)

附 則

この学則は平成19年3月1日から施行する。(第17条 証書の授与)

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。(第1条 名称、別紙第1号様式、別紙第2号様式、別紙第3号様式) ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成20年度生から適用し、平成20年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。また、第6条 休業日、第8条 始業及び終業時刻は、平成20年度生から及び平成20年3月31日現在在籍する者について適用する。

附 則

この学則は平成21年3月1日から施行する。(第17条 証書の授与)

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数、第20条の入学料、授業料等は平成21年度生から適用し、平成21年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成22年度生から適用し、平成22年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。（第10条 入学資格）

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数、第20条の授業料等は平成24年度生から適用し、平成24年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。ただし、第20条の授業料等は平成25年度生から適用し、平成25年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成29年度生から適用し、平成29年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成30年度生から適用し、平成30年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。ただし、第20条の授業料等は令和4年度生から適用し、令和4年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和5年4月1日から施行する。

別紙第一号様式

校印	卒業証書	第	割	号
			印	
			氏名	
			生年月日	
本校 職業実践専門課程（平成25年文部科学省告示第133号） 専門士（工業専門課程）○○○○○○科○年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する				
年 月 日				
東海工業専門学校金山校 校長 ○○○○ 印				

別紙第二号様式

校印	卒業証書	第	割	号
			印	
			氏名	
			生年月日	
本校 専門課程○○○○○○科○年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し 文部科学大臣による告示（平成6年文部省告示第84号）により専門士（工業専門課程）の称号を得たことを証する				
年 月 日				
東海工業専門学校金山校 校長 ○○○○ 印				

別紙第三号様式

校印	卒業証書	第	割	号
			印	
			氏名	
			生年月日	
本校 ○○○○ 課程 ○○○○○○○ 科 ○ 年 の課程を修めたので卒業証書を授与する				
年 月 日				
東海工業専門学校金山校 校長 ○○○○ 印				

別紙第四号様式

校 印	修 了 証 書	第	割 印	号
		氏 生	年	月
本校 ○○○○ 課程 ○○○○○○○ 科 ○ 年				
を修めたので修了証書を授与する				
年 月 日				
東海工業専門学校金山校 校長 ○○○○ 印				